



# 発電機

三電源仕様発電機  
工事用発電設備法規

## 三電源仕様発電機



<b>三相4線 400V</b>	<b>三相4線 200V</b>	<b>単相3線 100/200V</b>
●クラッシャー ●クローラークレーン ●バイプロ・ハンマー(杭打機)など	●水ポンプ ●ヘリコバーア ●コンフレックスなど	●工事現場のバス電源 ●ビルのメンテナンス工事用電源 ●研削・交流アーケット接種など
機械仕様	機械仕様	三相/単相切替仕様
切替スイッチひとつで、三相400V級⇒三相200V級⇒単相100/200V級が切替えられますので、1台でさまざまな用途にご使用いただけます。また、操作パネルに高輝度LEDの電圧表示灯を装備しておりますので、晴天の昼間でも使用している電圧が一目でわかります。		

商品コード		AA7 0250H	AA7 1000C	AA7 1500C
メーカー		デンヨー		
周波数 (Hz)		50/60		
型式		DCA-25LSKB	DCA-100USI	DCA-150ESK
三相4線式 400V級	出力 (kVA)	20/25	80/100	125/150
	電圧 (V)	400/440		
	電流 (A)	28.9/32.8	115/131	180/197
三相4線式 200V級	出力 (kVA)	20/25	80/100	125/150
	電圧 (V)	200/220		
	電流 (A)	57.7/65.6	231/262	361/394
単相3線式 200V級	出力 (kVA)	11.5/14.4	46.2/57.7	72.2/86.6
	電圧 (V)	200/220		
	電流 (A)	57.7/65.6	231/262	361/394
単相3線式 100V級	出力 (kVA)	11.5/14.4	46.2/57.7	72.2/86.6
	電圧 (V)	100/110		
	電流 (A)	57.7×2/65.6×2	231×2/262×2	361×2/394×2
単相補助 出力	出力 (kVA)	6.0/6.6		
	電圧 (V)	100/110		
燃料タンク容量 (L)		175	225	250
寸法	全長L (mm)	1,540	2,650	3,250
	全幅W (mm)	700	1,100	1,080
	全高H (mm)	1,260	1,500	
乾燥質量[整備質量] (kg)		735[905]	1,940[2,180]	2,390[2,670]
騒音値 [dB(A)]		57/61	55/57	62/65
NETIS登録番号		KT-100042-VE		

## 工事用発電設備法規

### 1. 電気事業法の改正について

工事用発電設備(以下、「発電機」)の範囲は、平成7年12月1日付の電気事業法及び電気事業法施行規則の改正により、10kW以上とされています。また、平成17年6月1日付けの経済産業省よりの通達で、リース業者及び建設業者等に必要な届出は下表のように簡略化されました。

また、平成15年3月28日の電気事業法施行規則の一部改正により、從来出力1,000kW以上の発電機に義務付けられていた「工事計画の届出」の範囲が出力に関わらず電圧10,000V以上に変更になりました。設置する発電機が、「予備発」の扱いを受ける場合、通常は需要設備の付帯設備として扱われます。

また、工場内で工事以外(機器の試験運転など)で発電機を使用される場合には、その工場等で選任された電気主任技術者の管理下でご使用ください。

### ■新旧比較表

	改正前(平成8年7月通達)		改正後(平成17年6月通達)	
保安規定	リース業者等	常時保管する場所における工事用発電設備の購入、修理、改造、保管、点検、整備、貸出等について	<対象外>	
	建設業者等	建設工事現場等における工事用発電整備及び工事用需要設備の据付、使用、点検、借受等について	設置して 使用者	移動用発電設備の移動の区域、修理、改造、保管、整備、使用、据付等について(発電機の出力が10kW以上)
主任技術者	リース業者等	工事用発電設備を常時保管する場所もしくはこれを直接統括する事業場	<対象外>	
	建設業者等	工事用発電設備及び工事用需要設備を使用する建設工事現場等もしくはこれを直接統括する事業場	設置して 使用者	移動用発電設備を使用する場所またはこれを直接統括する事業所(発電機の出力が10kW以上)
使用開始届	建設業者等は、工事用発電設備をリース業者から借り受けた時は、「自用電気工作物使用開始届出書」を毎半期の最終月の翌々月末日までに所轄経済産業局長に届け出る。	<不 要>		
所有状況報告	リース業者等は、半年に1回「工事用発電設備所有状況一覧表」に当該半期末(9月末または3月末)の所有状況を取りまとめ、当該半期末の翌々月末日(11月末日または5月末日)までに所轄経済産業局長に提出する。	<不 要>		

### 2. 定期自主点検と点検済証

当社では、これらの規制緩和に関わらず從来同様に有資格者による年次検査を実施し、点検記録を保管しております。当該検査済み発電機に関しては、操作パネル部に定期点検済み証を貼付しております。

#### 定期点検済み証



掘削・運搬  
整地・道路  
林業

レンタカー  
車両機械

高所作業車  
高所作業台

荷役・揚重  
機械

コンプレッサ  
エア機械

発電・溶接  
照明機器  
電気設備

水中ポンプ  
水処理機械

汎用機器

コンクリート  
機器

ハウス・備品  
通信機器  
計測機器  
シーケンス品

汚染除去商品  
環境関連機器  
清掃

杭打機

仮設資材  
仮設機材

アグリ事業

イベント事業  
携帯電話事業

資料

